



宮 崎 県 公 報

令和4年8月1日(月曜日) 第328号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

規 則

○物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則の一部を改正する規則……………(財政課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更(福祉保健課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 2
- 有害興行の指定……………(こども家庭課) 3
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧…(循環社会推進課) 3
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 3
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 4
- 道路の供用の開始……………(“ ”) 4

公 告

- 登録販売者試験の実施……………(業務対策課) 4
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 4
- 採石業務管理者試験の実施……………(企業振興課) 5
- 公共測量の実施の通知……………(管理課) 5
- 落札者等の公告(2件)……………6
- 病院局公告**
- 落札者等の公告……………6
- 人事委員会公告**
- 令和4年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施……………6
- 教育委員会規則**
- 教育職員免許の更新等に関する規則を廃止する規則……………6
- 教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則……………7

規 則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第37号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>商業上の物品又は役務 行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するときは、同項前段に規定する公告の期間を、5日にその該当する条件の数を乗じて得た日数短縮することができる。ただし、その期間を10日未満とすることはできない。</u></p> <p>(1) <u>入札の公告を宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して行うこと。</u></p>

2 [略]

(指名競争入札の公示)

第6条 特定調達契約につき指名競争入札に付しようとするときは、第4条第1項の規定の例により公示しなければならない。

2 [略]

(指名競争入札の入札者への通知)

第7条 [略]

(入札説明書の記載事項)

第11条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)~(5) [略]

(6) 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して契約の手続を行う場合にあっては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

告 示

宮崎県告示第 493号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
さとかん薬局木城店	児湯郡木城町大字高城3848-3

(2) 入札説明書の配付を入札の公告の日から電子情報処理組織を使用して行うこと。

(3) 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行うこと。

3 前2項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務を調達する場合において、入札の公告及び入札説明書を電子情報処理組織を使用して同時に公表するときは、第1項前段に規定する公告の期間を、13日前(入札書を電子情報処理組織により受領する場合にあっては10日前)までに短縮することができる。

4 [略]

(指名競争入札の公示)

第6条 特定調達契約につき指名競争入札に付しようとするときは、第4条第1項から第3項までの規定の例により公示しなければならない。

2 [略]

(指名競争入札の入札者への通知)

第7条 [略]

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「公告」とあるのは、「通知」と読み替えるものとする。

(入札説明書の記載事項)

第11条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)~(5) [略]

(6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合にあっては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) [略]

2 届出事項

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
木城薬局	さとかん薬局木城店	令和4年7月1日

宮崎県告示第 494号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指定 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4550200804	放課後等デイス サービス ポンプア ップ	都城市高城町大井 手2167番地18	Four Lea f 合同会社	北諸県郡三股町大 字樺山 788番地80	令和4年8月1日	放課後等デイス サービス

宮崎県告示第 495号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-10	映画	囚われの女 (原題) LA CAPTIVE	コピアポア・フィルム (フランス)	令和4年7 月20日
4年-11	映画	私、あなた、彼、彼女 (原題) JE TU IL ELLE	コピアポア・フィルム (ベルギー、フランス)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 496号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社友和産業開発
宮崎市高岡町花見3888番地
株式会社友和産業開発 代表取締役 長友剛
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東諸県郡国富町大字嵐田字浦田 251番の一部、251番1の一部、254番の一部、252番、255番の一部、257番1の一部、257番ロの一部、257番ハの一部、257番ニの一部、257番ホの一部、257番ヘの一部、257番トの一部、257番チの一部、257番リの一部、257番ヌの一部、257番ルの一部、257番ヲの一部、257番ワの一部、257番カの一部、257番ヨの一部
- 産業廃棄物処理施設の種類の
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
(1) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
(2) 金属くず
(3) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産

業廃棄物を含む。）

(4) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

(5) ゴムくず

5 申請年月日

令和4年5月27日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県中央保健所、宮崎市北地域センター及び国富町町民生活課

(2) 期間

令和4年8月1日から令和4年9月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間

令和4年8月1日から令和4年9月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第 497号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 755-91、字大久保 779-1、781-2、781-3、842-15、

842-20、842-68、842-123、842-189、842-192

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 498号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年8月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字板木2366番から同郡同町同大字字白水2262番3まで	旧	3.8~11.2	330.0
				新	7.2~12.6	330.0

宮崎県告示第 499号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年8月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字椎葉7942番1地先から同郡同町同大字同字7943番	令和4年8月1日

			1地先まで	
--	--	--	-------	--

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第 145号)第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

令和4年12月11日(日曜日)午前10時30分から午後4時まで

2 試験の場所

宮崎市霧島1丁目1番地1

J A・A Z Mホール

※試験会場は追加又は変更になる場合がある。

3 受験願書の提出方法及び受付期間

(1) 提出方法

最寄りの県保健所への持参によること。

(2) 受付期間

令和4年8月22日(月曜日)から9月2日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)。

4 受験願書及び宮崎県登録販売者試験実施要領の配布場所

県保健所(宮崎県ホームページからもダウンロードできる。)

5 その他

(1) 試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた上で実施する。

(2) 感染拡大防止の観点から、宮崎県内に在住、在勤又は在学している者以外の者は、原則として本県への受験申請を控え、居住地の都道府県知事が行う試験へ受験を申請すること。

(3) 申請に当たっては、必ず「宮崎県登録販売者試験実施要領」を確認すること。

(4) 詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部業務対策課(電話0985(26)7060)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高鍋ショッピングセンター

児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前2100番地の31 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	ホームワイド棟周辺	187台 (駐車場①)
	ナガノヤ棟周辺	83台 (駐車場②)
	合計	270台
(変更後)	ホームワイド棟周辺	126台 (駐車場①)
	ナガノヤ棟周辺	61台 (駐車場②)
	合計	187台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)	ホームワイド棟北東側	20台 (駐輪場①)
	ホームワイド棟北西側	11台 (駐輪場②)
	ホームワイド資材棟東側	11台 (駐輪場③)
	ナガノヤ棟北側	22台 (駐輪場④)
	合計	64台
(変更後)	ホームワイド棟北東側	10台 (駐輪場①)
	ナガノヤ棟北側	22台 (駐輪場②)
	合計	32台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)	ホームワイド棟東側	75㎡ (荷捌場①)
	ホームワイド資材棟内西側	31㎡ (荷捌場②)
	ナガノヤ棟南側	60㎡ (荷捌場③)
	合計	166㎡
(変更後)	ホームワイド棟東側	75㎡ (荷捌場①)
	ホームワイド資材棟内西側	31㎡ (荷捌場②)
	ナガノヤ棟南側	60㎡ (荷捌場③)
	ホームワイド資材棟東側	60㎡ (荷捌場④)
	ナガノヤ棟東側	35㎡ (荷捌場⑤)
	合計	261㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)	イオン九州株式会社	開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後10時
	株式会社永野	開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後11時
(変更後)	イオン九州株式会社	開店時刻 午前7時	閉店時刻 午後10時
	株式会社永野	開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)	午前8時30分から午後11時30分まで
(変更後)	午前6時30分から午後11時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)	午前6時30分から午後10時まで
(変更後)	午前6時から午後10時まで

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和5年3月20日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
令和4年7月20日

5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場及び駐輪場の利用実態に基づく届出とするため

イ 荷捌作業の効率化を図るために、ホームワイド資材棟及びナガノヤ棟のそれぞれ近い場所に荷さばき施設を設置するため

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
営業施策のため

6 届出年月日

令和4年7月19日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年8月1日から令和4年12月1日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和4年8月1日から令和4年12月1日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第51回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和4年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

令和4年10月14日(金曜日)午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎県庁附属棟 301号室

3 受験願書の受付期間

令和4年9月1日(木曜日)から9月16日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。
なお、郵送の場合は、9月16日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部企業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,100円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課(電話0985(26)7095)に問い合わせること。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県児湯郡新富町
- 3 作業期間
令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 9 月 2 日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
パソコン等ヘルプデスク業務 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 6 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社フェニックスシステム研究所
宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 16079 番 35
- 5 落札金額
37,930,200 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 5 月 9 日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る件名
LAN 用端末機器等の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 7 月 12 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社システム開発 代表取締役 井手 知仁 宮崎市大橋
3 丁目 101 番地 1 号

教育委員会規則

教育職員免許の更新等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 1 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 23 号

教育職員免許の更新等に関する規則を廃止する規則

教育職員免許の更新等に関する規則（平成 21 年宮崎県教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

- 5 随意契約に係る契約金額
520,080,000 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 5 月 23 日
- 7 随意契約による理由
一般競争入札の再度の入札に付し落札者がいないため。

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 8 月 1 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和 4 年度第 04-10-1 号 県立宮崎病院解体他工事
県立宮崎病院 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 10 階地下 1 階建
延べ面積 40,378㎡ 他 19 棟
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室システム・施設担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 7 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所
前田・はやま・河北特定建設工事共同企業体
熊本県熊本市南区野田 3 丁目 13 番 1 号
株式会社前田産業 代表取締役 木村 洋一郎
都城市上川東 2 丁目 31 番地 19
はやま建設株式会社 代表取締役 徳留 良一
児湯郡都農町大字川北 4884 番地
株式会社河北 代表取締役 河野 幸治
- 5 落札金額
2,299,000,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 4 月 4 日

人事委員会公告

令和 4 年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和 4 年 8 月 1 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 1 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第24号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(大学が独自に設定する科目)</p> <p>第28条 第9条から第12条まで並びに第15条及び第15条の2に規定する大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあつては領域に関する専門的事項に関する科目）又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別免許状の出願の場合)</p> <p>第33条の2 免許法第5条第3項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(出願書類の特例)</p> <p>第35条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(大学が独自に設定する科目)</p> <p>第28条 第9条から第12条まで並びに第15条及び第15条の2に規定する大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあつては領域に関する専門的事項に関する科目）<u>第26条に規定する教職に関する科目、大学が加えるこれらに準ずる科目又は免許法施行規則第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学が加える科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(特別免許状の出願の場合)</p> <p>第33条の2 免許法第5条第2項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(出願書類の特例)</p> <p>第35条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 県教育委員会は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</u></p>

別記様式第1号中

添付書類	学力に関する証明書	修得単位	教科・養護・栄養及び教職	を
	卒業証明書等		特文	
	介護等体験証明書	所要資格取得年度		
	免許状の写し	審査		
	実務成績証明書	備考		
	戸籍抄本			
	更新講習履修証明書			

添付書類	学力に関する証明書	修得単位	教科・養護・栄養及び教職	に改める。
	卒業証明書等		特文	
	介護等体験証明書	所要資格取得年度		
	免許状の写し	審査		
	実務成績証明書	備考		
	戸籍抄本			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の教育職員免許法等施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。